

6. ある墓制の終焉とその後：山陰地方の一事例から

土居 浩

1. はじめに

この報告では、かつて集落の墓制として両墓制であったところ、それを取り止めようとしている／あるいは、つい最近になって取り止めた集落での踏査に基づき、伝統的墓制の変容が生じる際、いかなる新たな「つながり」が模索されつつあるのかについて、考察を試みるものである。メディアどころか学術的にも取り上げることが稀となった両墓制であるが、これまでに膨大な民俗調査報告書の類が蓄積されてきたことは、間違いない。改めて指摘するまでもなく、これは（主に古典的民俗学により率先して）「伝統的」とみなされてきた墓制が、全国各地で破綻しつつある／破綻した報告書でも、ある。かつての墓制が破綻し変容することは、同時に、新たな社会的状況へ適応するための一つの解決策の提示あるいは試行錯誤の中間報告でもある。今回の踏査においては、墓制を変容させつつある集落が、何を新たに求めつつあるのかについて、焦点を当てることを試みた。

今回の具体的な踏査地は、島根県松江市島根町・大芦（おわし）地区の二集落である。同地区の両墓制について直近では、山崎亮が 2013 年に実施した聞き取り調査を踏まえ、「死をめぐる宗教民俗：両墓制と墓上施設」（『松江市史 別編 2 民俗』、2015 年）の中で検討している。山崎が調査した時点でも、すでに大芦地区ではすべての葬儀が火葬となって 15 年ほどが経過したと報告されており、両墓制の埋葬地すなわち「ウメバカ」は、かろうじてその景観を残すのみとなっていた。さらに 5 年以上が経過した今回の踏査でも、案内され指示されれば、かつての埋葬地だと何とか了解できる程度の景観であった。

なお踏査した集落はここでは仮名とし、海浜沿いの X 集落と、山寄りの Y 集落として、以下、表記する（図 1：仮名のため、地図上に集落の位置は記入していない）。

2. 島根町大芦 X 集落における墓制の概観

X 集落では、斜面に広がる集落の最上部にある、小高い丘を墓地とする（図 2）。現在は 30 戸ほどで、多くても 32,33 戸ほどだったと伝える。かつて土葬だった頃には「ツポホリ」と呼ばれる二人一組の役割分担があり、一人が穴の中で土を掘り、一人が地上で土を受け取り脇に積む作業であった。後に専門の人へ任せるようになるが、土葬も平成に入ってく初期に終え、あとは火葬となった。

小高い丘に広がる墓地への参道は一本道で、その道を挟んで左手・斜面低い方が埋葬地（「ヨセバカ」と呼ぶ）、反対側となる右手・高い方が石塔エリアで、家ごとになっている（図 3）。ヨセバカの区画は、道の一番手前の最下方に立つ六地藏と並んで、「無縁仏」を埋めたと伝える区画（図 4）、その隣に子どもを埋めたと伝える区画（図 5）が並び、途中に複数の区画が並び（図 6）、道の一番奥の最上方は「テラノハカ」と呼ばれ、寺住職の墓だと伝える（図 7）。最上方と最下方の間の、細長い区画のどこに埋葬されるかは、死者の家柄・年齢そして死んだ時期によって決まる。決めるのは区長と数名の合議による。長寿であれば上方へ埋めたが、たとえ長寿でも正月に亡くなると下方へ埋めた。ヨセバカの掃除は、地区の住民全員で、8 月に実施する。

現在、ヨセバカを整理して、すべての遺骨を石塔エリアへ移すことを考えている。すで

に新しい墓石は火葬骨を収納できる形態であり、移転そのものに問題はほとんどない。

3. 島根町大芦Y集落における墓制の概観

Y集落は、平成16年(2004年)に「墓地公園」を造成し、ほぼ全戸が墓地を移転した(図16)。それ以前は、集落の中央を南北に通る松江島根線(県道21号線)を挟んで、東西でそれぞれ墓地(両墓制)を使用していた(図9～図15)。元の墓地は庄屋の土地を借りていたと伝えられ、そのため(庄屋ではない)一般の家に割り当てられた墓地の区画は狭小で、石塔も建てられなかったという。新たに墓地を造成しようと委員会を設立したが、移転候補地も二転三転し、委員長も三代目となってようやく「墓地公園」を実現できたという。結果、元の墓地で広い区画を有していた家は、新たな墓地公園へ移転せず現在もそのまま使用している(図11～12)。

この「墓地公園」の規約には、石塔の高さを制限し、また個々の区画の管理年限も組み込んでいる。石塔の高さの問題は、Y集落においては家格の上下が問題とされるからである。管理年限は、Y集落を離れて暮らす家も増えることが予想できた(実際に離れて暮らしつつあった)ため、規約に組み込んだ。

4. 考察

概観したように、両墓制をX集落は取り止めようとしている事例、Y集落はつい最近(とはいえ15年ほど前)に取り止めた事例である。両集落ともに、年間に葬式が複数回あると珍しい程度の人口規模である。より詳細な検討は、再訪しての資料蒐集が必要となるが、ひとまず今回の踏査で注目したいのは、宗教(信仰)の問題、家格あるいは平等性の問題である。

ひとつめ。宗教(信仰)の問題は、X集落の事例である。X集落の踏査における調査協力者は、家の宗旨が祖父の代から大本教(大本)である。その祖父が平成4年(1992年)に亡くなり、その時は土葬であった。その後、集落内で土葬が一人あったが、あとは火葬に替わったという。調査協力者の家は埋葬地と石塔建立地を、集落のヨセバカとは別に持っていたので、祖父の遺体はヨセバカに埋めていない(図8)。

「宗教」は集落内の他家と異なるが、墓は集落墓地の一面を占める。これは全国各地で見受けられる状況である一方で、「宗教」が問題となった明治初期から、これまた全国各地で争議の種となったことも、よく知られている。特にキリスト教徒による自葬事件として、従来も注目されてきた案件であるが、信教の自由をめぐる論点として、ひいては政治と宗教との関係についての論点として取り上げられており、近代日本黎明期における葬送墓制をめぐる論点としては、十分に検討されてこなかった(拙発表要旨「埋葬をめぐる論争：近代日本におけるいくつかの事例から」『宗教研究』第89巻別冊、2016年)。翻って、「宗教」と埋葬形態の問題がグローバルに転回しつつある現状(たとえばイスラム教と土葬)に照らすと、近代黎明期のみならず現在進行形の論点として、早急に再構築する必要がある。

ふたつめ。家格あるいは平等性の問題は、Y集落の事例である。調査協力者の説明では、「家格が上の家よりは、低くしなければならない」という。つまり、家格の上下と墓(石塔)の高さは、連動する。しかし「墓地公園」に並ぶ石塔をみた報告者が感じたことは、

むしろその均一性であった。もちろん形状・装飾などの違いにより、家の宗旨（たとえば黒住教）が判明するので、完全同一ではない（図17）。とはいえ外部者それも前近代から続く各地の墓地を散見した者の眼からすると、きわめて均質な墓石が並ぶ景観である。先述したように、元の墓地で広い区画を有していた家の墓は「墓地公園」に移転していないので、外部者からも一目瞭然な家格の差が、景観に反映していないともいえるだろう。

Y集落での調査協力者の見通しでは、いまだ元の墓地にある家も、将来的に移転するのではないかとのことである。外部者としては、もし移転したとしても現行の「墓地公園」に墓石の高さについての規約もある以上、その景観に一目瞭然な家格の差が反映されることは、ないと思われる。しかしそれ以上に現地協力者が重視するのは、当主の世代交替である。先代また当代の当主は、さすがに家格にこだわるであろうが、おそらく当主が交替した次代以降になれば、そのこだわりも解消されるであろう、との見通しである。

このふたつの問題は、いわば個性と平等性の問題として把握しなおすこともできるだろう。たとえばY集落における「墓地公園」の景観を、均質性＝平等性の中での個性の発揮、とみなすことは十分可能である。そもそも公園墓地の思想的背景から考えれば、戦後に全国各地で展開した（郊外型）公園墓地のスタイルが、ようやくこのY集落でも求められるようになった、と解釈することもできるだろう。実際、Y集落の「墓地公園」の脇には駐車場が整備されており、集落内からの自動車での訪問が前提とされている。

とはいえ、やはり確認しておくべきは、X集落にせよY集落にせよ、墓制において家が単位となっている点である。宗教（信仰）にしても、家の宗教としての問題である。家格が、家を単位としていることは、言うまでもない。しかしながらこの集落においては、外部者が屋敷を入手するなどして、新たな集落の一員として加盟すること自体が想定されておらず、個人の存在をことさらに強調する必要がない現状を踏まえれば、そもそも墓制において家以外の単位を想定する必要がない、ともいえる。少々踏み込むならば、類似の現象は全国各地でイナカと呼ばれる領域での、共通現象と思われる。

5. おわりに

冒頭での問いに立ち戻り、墓制を変容させつつある集落が、何を新たに求めつつあるのか、ひとまずの結論を示す。今回の島根町大芦のY集落においては、家相互の平等性への意向（家格の平準化）であった。X集落がどのように両墓制を終焉させるのかは、継続的観察が必要だが、集落内に墓地の代替地が想定されていないことから、元・埋葬地（ヨセバカ）の整理＝消滅が基本の方針であると思われる。先に報告したとおり、埋葬地のどこに埋めるかを家柄によって判断していたX集落であるから、埋葬地の消滅は、同時に、集落内で家柄が問われる契機のひとつが消滅することを、意味するだろう。その意味ではX集落もY集落と同様、家相互の平等性を意向しつつある、と結論することができる。

以上

付記：今回の現地踏査では、現地協力者との仲介を含め、中野洋平氏（島根県立大学）に多大なるご協力を頂いた。記して謝意を表す。

図一覧（土居報告）



図1. 松江市島根町大芦およびその周辺(国土地理院地図より)



図2. X集落を見下ろす丘の上にある墓地



図3. 墓地内の参詣道。左手が元・埋葬地。



図4. 埋葬地一番手前の六地藏（画面左）とムエンボトケ（の埋葬区・画面右）



図5. ムエンボトケ（画面左下）と、隣接する子ども墓（画面中央）



図6. 元・埋葬地の一区画。



図7. 参道一番奥のテラノハカ。

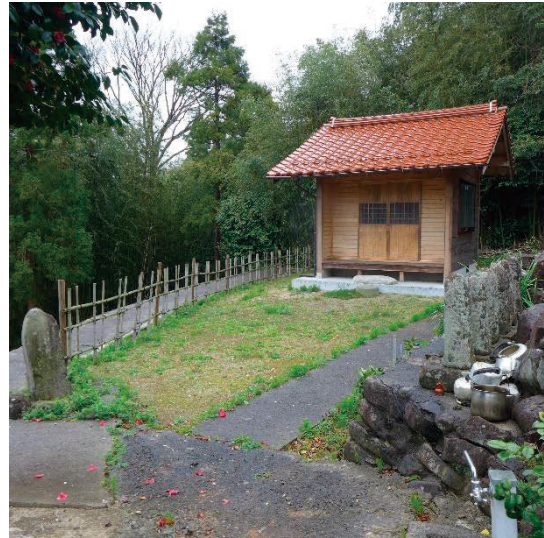


図10. Y集落 a 墓地の元・埋葬地（小屋の手前の芝生）



図8. 平成初期の埋葬風景（調査協力者提供）



図11. Y集落 a 墓地の、移転しなかった家墓（左手崖下に見える屋根は、図10の小屋）



図9. Y集落 a 墓地（元・両墓制）

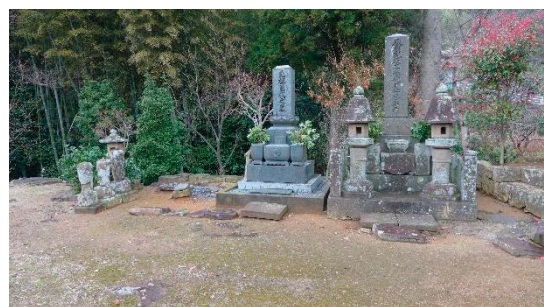


図12. Y集落 a 墓地の、移転しなかった家墓（図11の右手に見切れている墓）

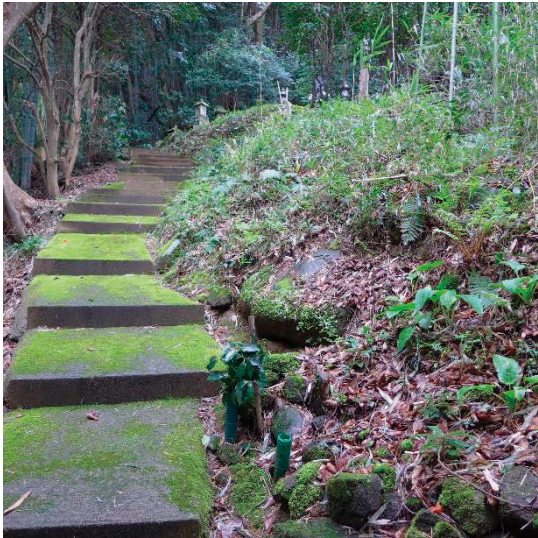


図13. Y集落b墓地（元・両墓制）への参道



図14. Y集落b墓地の、元・埋葬地（小屋の手前一带）

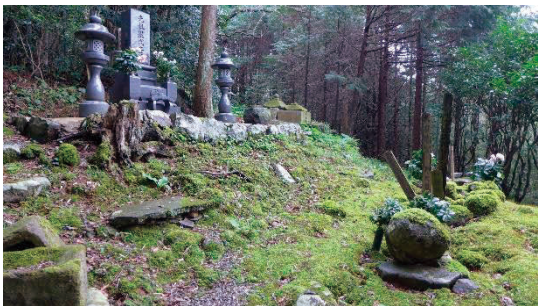


図15. Y集落b墓地の、移転しなかった家墓



図16. Y集落の新たな墓地公園

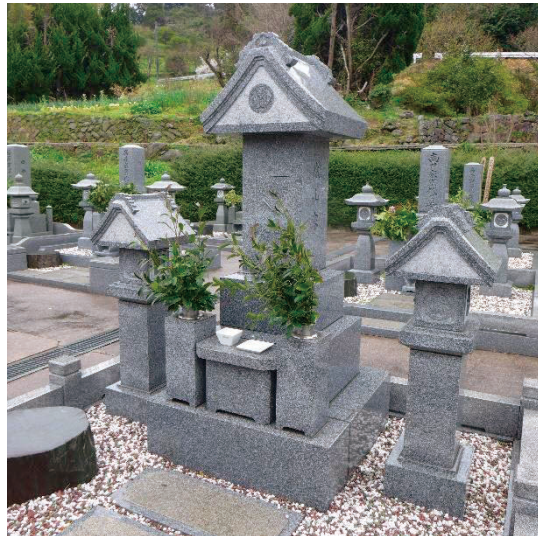


図17. Y集落・墓地公園内の墓石例（黒住教とのこと）